令和９年度　社会福祉法人長野県共同募金会
松本市共同募金委員会社会福祉事業助成金応募要項

社会福祉法人長野県共同募金会松本市共同募金委員会
社会福祉法人松本市社会福祉協議会

１　助成の基本方針

社会福祉法人松本市社会福祉協議会が、地域の福祉事業を推進することを目的に、社会福祉法人長野県共同募金会松本市共同募金委員会から共同募金の配分を受け、松本市内の各種福祉団体等による全市的な福祉事業に対し、予算の範囲内で助成を行うものです。

２　対象団体

（１）社会福祉及び地域福祉を推進する団体
（２）松本市ボランティアセンターに登録をしているボランティア団体
（３）児童・高齢者・障がい者等の福祉支援団体
（４）その他、松本市共同募金委員会が特に必要と認めた団体

※対象事業については、地域福祉を目的とし、全市的に行う福祉事業や公費及び他の助成金を受けていない、または、他の助成金に申請しない事業とします。

３　助成事業の対象期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

４　助成額

（１）助成限度額

令和８年度の募金実績を財源とし、令和９年度に交付します。
１団体１事業３万円を上限とします。

（２）助成の決定

助成の適否については、社会福祉法人長野県共同募金会松本市共同募金委員会審査委員会において活動の内容を審査し、社会福祉法人長野県共同募金会松本市共同募金委員会運営委員会において決定します。審査の結果により、申請金額より減額することもあります。

５　助成の対象外

（１）人件費、飲食費、お土産代など
（２）政治、宗教、組合などの運動や営利を目的とする事業
（３）その他共同募金の配分を受けることが適切でない事業

6　助成金の使途明示

　共同募金は市民の皆様からお寄せいただいた寄付であり、本会は寄付者に助成事業の進捗・結果を報告することが求められます。

（１）助成事業に伴い印刷物等には「共同募金」の配分事業であることを表示してください。

（２）大会・会議等の場合は、それらの資料に配分を受けたことを明示してください。

（３）団体等の予算･決算書に共同募金配分金の使用使途が分かるように明示してください。

（４）今回の助成を受ける団体等は街頭募金運動にご参加ください。

7　申請書類について

（１）申請書【様式第１号】につきましては、社協ホームページに掲載してあります。

（２）提出期限は１２月１８日（金）までとします。

8　報告について

（１）事業完了後、報告書【様式第２号】を期限までに提出してください。

（２）報告書には、領収書またはレシートの写しを添付してください。

松本市共同募金委員会事務局
（松本市社会福祉協議会地域福祉課内）
〒390-0833　松本市双葉４番１６号
次　　長　伊藤　順一
課長補佐　鳥羽　弘幸
担　　当　百瀬　公代　　北原　聡子
電話：27-3381　FAX：27-2239
E-mail：chiiki@syakyo-matsumoto.or.jp